

国立高度専門医療研究センターの今後の在り方検討会開催要綱

1. 趣旨

国立高度専門医療研究センター（以下「センター」という。）は、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療に関する調査・研究、技術開発及び医療の提供等を行う機関として、平成 22 年度から独立行政法人へ移行し、その後の独立行政法人改革により平成 27 年度から国立研究開発法人となり、現在に至っている。

この間、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に係る環境整備の必要性等から、健康・医療戦略推進法（平成 26 年法律第 48 号）が制定されるとともに、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が発足するなど、医療分野の研究開発をめぐる制度的環境も変化しており、センターの果たすべき役割はますます大きくなっている。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及び「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成 27 年 1 月 9 日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会）において、センターの組織の在り方についても検討することとされている。

このような状況を踏まえ、センターの今後の在り方等を検討する。

2. 検討事項

- センターを取り巻く政策課題を踏まえたセンターの役割
- 各センターの研究開発、医療提供、人材育成等の在り方
- センターの組織の在り方 等

3. 構成員

構成員は、別紙のとおりとする。

4. 運営等

- （１）本検討会は、医政局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- （２）本検討会においては、必要に応じ、（１）の構成員以外の学識経験者及び実務経験者等の出席を求めることができる。
- （３）検討会は原則として公開するとともに、議事録を作成し、公表する。
- （４）本検討会の庶務は、大臣官房国際課、大臣官房厚生科学課、医政局、健康局、医薬・生活衛生局、子ども家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部及び老健局の関係課の協力を得て、医政局医療経営支援課が行う。
- （５）この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し、必要な事項は、会議において定める。

(別紙)

国立高度専門医療研究センターの今後の在り方検討会 構成員名簿

氏 名	所 属
あいざわ ひでたか 相澤 英孝	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
おおにし あきお 大西 昭郎	東京大学公共政策大学院客員教授
おか あきら 岡 明	東京大学医学系研究科教授
かまやち さとし 釜 范 敏	日本医師会常任理事
かわむら さ ゆり 河村 小百合	日本総合研究所調査部上席主任研究員
かんば しげのぶ 神庭 重信	九州大学大学院医学研究院精神病態医学教授
こうざき こういち 神崎 恒一	杏林大学医学部高齢医学教授
こんどう たつや 近藤 達也	医薬品医療機器総合機構理事長
すえまつ まこと 末松 誠	日本医療研究開発機構理事長
そぶ え げん 祖父江 元	名古屋大学大学院医学系研究科特任教授
たしま ゆうこ 田島 優子	さわやか法律事務所・弁護士
ながい りょうぞう 永井 良三	自治医科大学学長
なかの たかし 中野 貴司	川崎医科大学小児科学教授
はたなか よしひこ 畑中 好彦	日本製薬工業協会会長
はない じゅうご 花井 十伍	NPO法人ネットワーク医療と人権理事
ほんだ ま ゆみ 本田 麻由美	読売新聞東京本社医療ネットワーク事務局次長
やまぐち いくこ 山口 育子	認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長
やまぐち としはる 山口 俊晴	公益財団法人がん研究会有明病院病院長
わたなべ まさや 渡部 真也	日本医療機器産業連合会会長

(五十音順、敬称略)